

諮問庁：人事院総裁

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行個）諮問第138号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（行個）答申第150号）

事件名：特定日時の本人と特定職員との面談における発言内容等を記録した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし6に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件請求保有個人情報1」ないし「本件請求保有個人情報6」という。）につき、その全部を不開示とした決定に対し、審査請求人が開示すべきとしている部分（本件請求保有個人情報2ないし本件請求保有個人情報5。以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）について、諮問庁がこれを保有していないとして不開示とすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月15日付け職職-154により人事院事務総局職員福祉局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人が開示を求めている行政文書とは、特定年月～特定年月にかけて人事院職員福祉局の職員2名に対応していただいた個別相談に係るものである。

イ 人事院が不開示とした理由は、人事院事務総局職員福祉局長名の決定通知文書、平成28年6月15日付け職職-154では、「法2条3項の保有個人情報に該当しないため」としている。

ウ 法2条3項は、「この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報

の公開に関する法律（平成11年法律第42号）2条2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」である。

エ ウの「行政文書（法）2条2項に規定する行政文書」には以下の除外規定が設けられている。

「一 官報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」，

「二 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）2条7項に規定する特定歴史公文書等」，

「三 政令で定める研究所その他の施設において，政令で定めるところにより，歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）」

審査請求人が開示を求めている行政文書が，これらの除外規定に該当するとは到底考えられない。

オ 法2条2項に規定する行政文書の定義とは，「行政機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録であって，当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして，当該行政機関が保有しているものをいう」である。

カ 法2条2項の「行政機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録」とは，「新・情報公開法の逐条解説 第6版」（宇賀克也書・有斐閣）によれば，『「行政機関の職員が組織的に用いるもの」とは，作成または取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく，組織として共用文書の実質を備えた状態，すなわち，当該行政機関の組織において業務上の必要性の観点から利用・保存している状態にあるものを意味する』と解説されている。

キ 特定年月日B及び特定年月日Dに人事院2階で実施された審査請求人との面談（平成28年5月18日付け保有個人情報開示請求書の開示を請求する保有個人情報3及び5）（別紙の本件請求保有個人情報3及び5を指す。以下，第2の2において同じ。）は，別添1（添付資料略）にあるよう，職員福祉局のa調査職及び職員福祉局職員福祉課のb主査の2名で行われた。

ク また，特定年月日Cに行われた人事院2名，特定府省等3名で行われた会議（平成28年5月18日付け保有個人情報開示請求書の開示を請求する保有個人情報4）も，a調査職とb主査の両名で行ったと特定年月日Dの面談で聞いている。

ケ このように，審査請求人が開示を求めるもののうち，平成28年5月18日付け保有個人情報開示請求書の開示を請求する保有個人情報上3，4，5の3点については，職員単独の行動，つまりは，

- (ア) 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、
 - (イ) 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、
 - (ウ) 職員の個人的な検討段階に留まるもの、
- 等に該当することはなく、a・bの2名で「組織的に」行われたことは明白である。

なお、平成28年5月18日付け保有個人情報開示請求書の「1開示を請求する保有個人情報」の2に関しても、特定年に特定府省等大臣官房秘書課のc課長補佐（服務担当）と人事院事務総局職員福祉局職員福祉課のb氏で行われた請求者に関する会議であり、b氏が秘書課の職員と会い、以下のサに係る人事院の所掌事務として会議を行ったこと。また、特定年月日A、公平審査局が窓口となり、公平審査局の担当であるd氏・e氏、職員福祉局のb氏と請求者の計4人で行われた面談において、別紙の2の情報が人事院で組織的に使用されたこと（添付資料略）の2点からも、これが「専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの」に該当しないことは明らかである。

コ 平成23年4月1日付け事務総長達甲第2号の人事院行政文書管理規程8条では「文書主義の原則 職員は、文書管理者の指示に従い、法4条の規定に基づき、法1条の目的を達成に資するため、人事院における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに人事院の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」と定められており、職員福祉局職員福祉課の「職務」として行われた面談等の議事録等の文書は作成されているはずであり、3・4・5の内容は、面談を実施したa・bの2名が確認し共有されるものであるため、「当該行政機関の職員が組織的に用いる」に該当することは明白である。

サ また、法2条3項の規定「行政機関の職員が職務上作成し」については、

- (ア) 面談の場所が、人事院庁舎内であったこと
- (イ) 面談の内容が人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に係る相談であり、人事院規則2-3（人事院事務総局等の組織）（平成16年3月31日人事院規則2-3-25）の20条1項8号で規定されている「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する施策の企画及び立案並びに指導に関する

こと」という職員福祉局職員福祉課の所掌事務であること
の2点に係ることから当該面談が「職務上」行われたことは明白である。

(2) 意見書

人事院の理由説明書によれば「その内容は制度照会への対応であった」「既存の制度を説明するものであって」とあるが、それは事実と異なるため、以下説明する。

特定年月日A、特定行為が人事院規則10-10、セクシュアルハラスメントに該当するかどうか確認した。これは開示請求者が「制度照会」であると認めるところ。なぜなら、該当するか否かの単純な質問であり、その回答であるからである。

しかしながら、開示を求めるそれ以降の面談等が、単純・軽微な「制度照会」であるとは、その内容等からして、おおよそ認められない。

具体的には、特定年月日B、人事院において、人事院職員福祉局のa氏・b氏、開示請求者の3名で1時間弱の面談が行われた。

また、特定年月日Dにも、人事院において、人事院職員福祉局のa氏・b氏の3名で1時間弱の面談が行われた。

その面談の中、特定年月日C、人事院職員福祉局のa氏・b氏は、人事院規則10-10に係る所官庁の判断を伝え、説得するために、特定府省等大臣官房秘書課の服務担当の課長補佐、調整担当の課長補佐、人事担当のf補佐と会議を行ったと聞いている。

このように、開示を求めるものは、1時間弱の面談を2回繰り返し、また人事院担当者が特定府省等大臣官房秘書課の担当者と会議を行ったものである。合計3日にわたる。

「軽微な事案」、または、単なる「制度照会」が、このように面談や会議を繰り返す必要があるとは考えられない。

さらには、他府省等の担当者と会議を行うようなことが、「文書を作成しなくてもよい」とする文書管理規定上の例外規定、「処理にかかる事案が軽微なものである」に該当することもおおよそ考えられない。

過去の経緯等を記した文書も持たずに他府省等との会議に出向き、また、その記録を取らないこと、人事院規則13-5のように規程にあるから作成し、それ以外は記録を作成しないなどは、役人社会においてはあり得ないことであると、同様の規定を持つ特定府省等に勤務している開示請求者は考える。

以上から、「文書がそもそも存在しない」という人事院の主張は、偽証と判断することが妥当である。文書は記録されており、残されていることから、速やかにそれを開示すべきである。

また、「その内容は制度照会への対応であった」とあるが、これでは

意味が不明であり、開示請求者のどの発言が制度照会であったのか等の説明がない。文書管理規定上の例外規定である「事案が軽微なもの」に該当するかどうかの説明もない。よって、人事院の主張は、意味が不明である。

なお、この事案が単純で軽微な「制度照会」程度のものではなく、お互い真剣に議論を重ねたことの証拠として、開示請求者と人事担当者が交わしたメールの一部である4通（添付資料略）を送付する。必要であれば、さらにメールや録音データを送付したい。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の概要

開示請求者からは、別添1のとおり平成28年5月18日付けで処分庁宛てに保有個人情報開示請求があり、これに対し、処分庁は、不開示決定を行い、別添2のとおり同年6月18日付けで開示請求者に通知したところ、開示請求者から、別添3のとおり同月29日付けで審査請求がなされた。開示請求者は、不開示決定されたもののうち、別添1の②、③、④及び⑤（それぞれ、順に別紙の本件請求保有個人情報2ないし5を指す。以下、第3において同じ。）について、改めて開示を求めているものである。

2 原処分の理由と開示請求者の主張について

(1) 原処分の理由

法2条3項において、「保有個人情報」は、「行政文書（略）に記録されているものに限る」とされているところ、職員福祉局において、開示請求者に関する行政文書が作成されたことはなく、現に行政文書は存在していない。その当然の帰結として、開示請求者から開示を求められた内容についても、個人情報保護法上の「保有個人情報」に該当するものはないことから、処分庁は不開示決定を行ったものである。

(2) 開示請求者の主張について

開示請求者は、審査請求書において、行政文書の定義、職員福祉局職員福祉課の所掌事務、人事院行政文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）8条などに言及した上で、処分庁の判断が誤っているとする理由として、別添1の②、③、④及び⑤に係る面談等は、職員福祉課の職務として行われたことから、それに関する行政文書が作成されているはずである旨主張している。

本件審査請求について調査したところ、確かに、上記面談等は、職員福祉課の職務として行われたものであるが、その内容は制度照会への対応であった。

開示請求者も言及した文書管理規程8条は、「職員は、文書管理者の

指示に従い、（略）、人事院における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに人事院の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」と規定している。

制度照会への対応は、既存の制度を説明するものであって、同条の「文書を作成しなければならない」場合に該当しないことから、行政文書は作成していないところであり、別添１の②、③、④及び⑤に係る面談等について行政文書が作成されているはずとの開示請求者の主張は当たらない。

なお、別添１の①については、公平審査局長より、それに係る保有個人情報が開示されているが、職員からの苦情相談については、人事院規則１３－５（職員からの苦情相談）の６条に、「職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事院に報告しなければならない」と定められており、制度照会への対応とは背景を全く異にするところである。

3 結論

本件については、開示請求者の「保有個人情報」が存在する前提としての行政文書がそもそも存在しないことから、原処分は妥当であると考えられる。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 平成２８年９月２日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年１０月５日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年１１月２５日 | 審議 |
| ⑤ 同年１２月９日 | 審議 |
| ⑥ 同月１９日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる本件請求保有個人情報１ないし６の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報１については、保有していないとして、本件請求保有個人情報２ないし６については、保有個人情報に該当しないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求保有個人情報２ないし５（本件対象保有個人情報）について原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、審査請求人の保有個人情報が存在する前提としての行政文書が存在しないとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の

有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報に係る面談等が、制度照会への対応であったため、文書管理規程8条の「文書を作成しなければならない」場合に該当せず、行政文書は作成していないと説明するところ、審査請求人は、当該面談等は単純・軽微な制度照会とは認められない等主張する。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に、本件対象保有個人情報（本件請求保有個人情報2ないし5）に係る審査請求人及び特定府省等職員からの照会への対応に関する事情等を確認させたところ、諮問庁は、関係者に明確な記憶があるわけではなく、日付についても、飽くまでも本件開示請求書に記載された日付を前提としているなどとした上で、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求保有個人情報2に係る面談等に該当すると考えられるものとして、特定年に、特定府省等から、一般的にこのような場合はセクシュアル・ハラスメントに該当するか否かという照会があったところ、職員福祉課企画班主査（当時。以下同じ。）b（以下「職員福祉課b」という。）は、この照会が特定府省等職員の来訪により行われたのか否かの記憶は定かでないが、一般論としての制度に係る照会として取り扱うとともに、照会府省等名と回答の要旨を記載したメモを作成したものの、遅くとも職員福祉課bが異動（平成26年4月）する前には当該メモを廃棄した。

イ 特定年月日A、審査請求人からの申出に応じ、公平審査局職員相談課は、人事院規則13-5に基づく「苦情相談」を面談により行った。その際、審査請求人の相談内容に人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に係る制度の照会が含まれることから、同課からの求めにより、同規則の制度担当者として、職員福祉課bも同席した。

なお、当該苦情相談は、審査請求人の事情を聴取し、審査請求人に対しアドバイスをを行ったことで終了している。

ウ その後、職員福祉課bに宛てて、審査請求人から、セクシュアル・ハラスメントに関する照会をしたいとのメールが送付されたため、職員福祉課bは、これについては、個人からのセクシュアル・ハラスメントに関する照会であると受けとめ、職員福祉局調査職aとともに、人事院の会議室において、制度担当として対応をした（関係者の記憶は明確ではないが、本件請求保有個人情報3に係る面談等（特定年月日B）に当たるものと考えられる。）。

その際、職員福祉課bは、その場で、審査請求人からの照会内容の

要旨及びそれに対する回答の要旨についてメモ書きをするとともに、対応後、当該要旨に審査請求人の氏名及び所属する特定府省等名を付記した個人メモを作成したが、その場で作成したメモ書きは、対応後に作成した個人メモを作成後に廃棄し、対応後に作成した個人メモは、遅くとも職員福祉課 b が異動（平成 26 年 4 月）する前には廃棄した。また、回答の趣旨に齟齬がないかどうかを確認するため、対応後に作成した上記個人メモを職員福祉局調査職 a にも渡したが、職員福祉局調査職 a は、その内容を確認後、これを廃棄した。

エ また、関係者の記憶は明確ではないが、本件請求保有個人情報 4 に係る面談等（特定年月日 C）に該当すると考えられるものとしては、上記ウの面談等の後に行った特定府省等とのやり取りがあるが、これは、上記イの特定年月日 A の苦情相談やその後の審査請求人とのやり取りの中で、「特定行為が直ちにセクシュアル・ハラスメントに当たるものではない」との人事院側の説明について、審査請求人がその旨を特定府省等に伝えたところ、特定府省等ではやはり「セクシュアル・ハラスメント」であるとの見解であったと審査請求人が申し出たため、人事院の会議室において、職員福祉局調査職 a と職員福祉課 b が、制度担当として、特定府省等に対し、その「定義」について確認を行ったものである。

その際、職員福祉課 b は、その場で、セクシュアル・ハラスメントの定義を確認するに至った経緯の説明の要旨及び「特定行為が直ちにセクシュアル・ハラスメントに当たるものではない」と伝えた旨をメモ書きし、その後、特定府省等名を付記した個人メモを作成したが、その場で作成したメモ書きは、特定府省等名を付記した個人メモを作成後に廃棄し、特定府省等名を付記した個人メモは、遅くとも職員福祉課 b の異動（平成 26 年 4 月）前には廃棄した。また、上記ウと同様、対応後に作成した上記個人メモを職員福祉局調査職 a にも渡したが、職員福祉局調査職 a は、その内容を確認後、これを廃棄した。

オ そして、関係者の記憶は明確ではないが、本件請求保有個人情報 5 に係る面談等（特定年月日 D）に該当すると考えられるものとしては、審査請求人から職員福祉局調査職 a 宛てに、上記エの特定府省等とのやり取りの状況について教えてほしい旨の求めがあったため、職員福祉局調査職 a 及び職員福祉課 b が対応し、特定府省等とのやり取りの状況等について説明をしたものである。

その際、職員福祉課 b は、説明の要旨についてメモ書きをするとともに、対応後、当該要旨に審査請求人の氏名及び所属する特定府省等名を付記した個人メモを作成したが、その場で作成したメモ書き

は、特定府省等名を付記した個人メモを作成後に廃棄し、特定府省等名を付記した個人メモは、遅くとも職員福祉課 b が異動（平成 26 年 4 月）する前には廃棄した。また、回答の趣旨に齟齬がないかどうかを確認するため、対応後に作成した上記個人メモを職員福祉局調査職 a にも渡したが、職員福祉局調査職 a は、その内容を確認後、これを廃棄した。

カ 以上のとおり、本件請求保有個人情報 2 ないし 5（本件対象保有個人情報）に係る面談等は、制度照会に対応するものとして実施したものであるところ、その中で、審査請求人からそれまでの事情や心情を話されることもあったことから、結果として対応が長時間となることもあったが、飽くまで制度照会の一環として対応したものである。

(3) 以上を踏まえて検討するに、上記(2)の諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、職員福祉課においては、各府省等からの所掌制度に係る質問・照会があった場合、法令等により当然解釈できる内容については、公文書管理法施行前（平成 23 年 3 月以前）は文書管理規程 14 条 2 項において、公文書管理法施行後（同年 4 月以降）は文書管理規程 8 条において、「文書を作成しなければならない」場合から除かれている「処理に係る事案が軽微なもの」に当たるとして、その回答内容を行政文書として記録・保管することはしておらず、また、このような照会・回答内容について、記録・保存することを定めたその他の規定もない、そして、本件対象保有個人情報に係る面談等の内容は、上記の「法令等により当然解釈できる内容」に該当するものであったと認識しているとのことであった。

(4) 上記(3)の諮問庁の説明は、法令等により当然解釈できる内容の質問・照会については、一律に、あるいは、当然に、「処理に係る事案が軽微なもの」に当たるとして、質問等に対する回答内容を行政文書として記録等しないとの取扱いが行われているという趣旨と解さざるを得ない。そうだとすると、そうした取扱い自体が妥当かという疑問もなくはないが、仮に、このような取扱いを前提とした場合でも、まず、本件請求保有個人情報 2 ないし 5（本件対象保有個人情報）に係る面談等の内容が、諮問庁の認識のとおり、法令等により当然解釈できる内容であって、「処理に係る事案が軽微なもの」に当たるといえるかどうかの問題となる。

(5) しかし、各面談等の内容については、上記(2)の諮問庁の説明によれば、一応は、セクシュアル・ハラスメントの定義や、「特定行為が直ちにセクシュアル・ハラスメントに当たるものではない」との人事院側の考え方に関わるものであったと解されるものの、要するに、関係者の

記憶が明確ではなく、その詳細は、はっきりとは分からないということに帰着するというほかはない。

- (6) このため、当審査会としては、処分庁において、各面談等を法令等により当然解釈できる内容の質問・照会、ひいては、「処理に係る事案が軽微なもの」として扱ったことに疑問がないわけではないが、上記(5)のとおり、各面談等の詳細がはっきりしないということであり、かつ、事柄が人事院内部における文書管理の問題である以上、人事院側が、各面談等の内容を、おおむね、セクシュアル・ハラスメントの定義や、「特定行為が直ちにセクシュアル・ハラスメントに当たるものではない」との人事院側の考え方に関わるものとして扱った旨の諮問庁の説明を前提として判断せざるを得ない。
- (7) そうすると、審査請求人は、人事院の職員が、審査請求人と1時間弱の面談を2回繰り返し、特定府省等秘書課担当者とも会議を行っており、単なる「制度照会」であったとは考えられない旨主張するが、その内容をもみても、審査請求人が、諮問庁の説明を覆すに足りるほどの根拠を示しているとまではいえず、その他、上記(2)等の諮問庁の説明や、審査請求書及び意見書の審査請求人の主張等からうかがえる本件開示請求に係る事案の一連の経緯、あるいは、本件請求保有個人情報2ないし5に係る面談等に対応した人事院職員が制度担当の職員であったという事実等を踏まえて検討してみても、各面談等の内容が、法令等により当然解釈できる内容であり、公文書管理法施行以前（平成23年3月以前）は文書管理規程14条2項において、公文書管理法施行後（同年4月以降）は文書管理規程8条において、「文書を作成しなければならない」場合から除かれている「処理に係る事案が軽微なもの」に当然に該当する旨の諮問庁の説明が、不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。
- (8) さらに、念のため、当審査会事務局職員をして諮問庁に本件対象保有個人情報の探索の方法及び範囲を確認させたところ、パソコンの共有フォルダ内、処分庁の執務室内、書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報が記録された文書の存在は確認できず、また、担当者のメールボックスも探索したが、審査請求人との間で送受信されたメールも確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。
- (9) したがって、本件対象保有個人情報が存在する前提としての行政文書が存在しないことから、不開示とした原処分は妥当であるとする諮問庁の説明が不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足りる特段の事情も存しない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報1ないし6の開示請求につき、これを保有していない、又は保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定に対し、審査請求人が開示すべきとしている本件対象保有個人情報について、諮問庁がこれを保有していないとして不開示とすべきとしていることは、人事院事務総局職員福祉局においてこれを保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

なお、行政文書及び保有個人情報とは、業務に用いられた紙媒体ファイル、電子媒体のファイル（ワード・エクセル・一太郎等のアプリケーションのファイル、電子メール、人事院内で使用されるインスタントメッセージ、ICレコーダーによる録音物等を含む。）、特定行政文書、個人のファイル等、全ての情報記録物とする。

1 本件請求保有個人情報 1

特定年月日 A 特定時刻，人事院 8 階会議室で行われた，請求者と人事院職員福祉局職員福祉課企画班主査 b 氏（※所属・役職は当時のもの。以下，同じとする。）他 2 名との面談における，発言内容・要旨等の記録した行政文書及び保有個人情報。

2 本件請求保有個人情報 2

1 の会議で b 氏から発言があった，特定年に行われた，特定府省等大臣官房秘書課の c 課長補佐（サービス担当）と職員福祉局職員福祉課 b 氏との，請求者に関する話し合いでの発言内容・要旨等を記録した行政文書及び保有個人情報。

3 本件請求保有個人情報 3

特定年月日 B 特定時刻，人事院 2 階会議室で行われた請求者と人事院職員福祉局調査職 a 氏及び職員福祉課企画班主査 b 氏との面談における，発言内容・要旨等を記録した行政文書及び保有個人情報。

4 本件請求保有個人情報 4

特定年月日 C，人事院職員福祉局調査職 a 氏，職員福祉局職員福祉課企画班主査 b 氏，特定府省等大臣官房秘書課，f 調査官，c 課長補佐，他一名の課長補佐が出席して行われた，請求者に関する会議における発言内容・要旨等を記録した行政文書及び保有個人情報。

5 本件請求保有個人情報 5

特定年月日 D 特定時刻，人事院 2 階会議室で行われた請求者と人事院職員福祉局調査職 a 氏及び職員福祉課企画班主査 b 氏との面談における，発言内容・要旨等を記録した行政文書及び保有個人情報。

6 本件請求保有個人情報 6

上記 1～5 に係り，請求者に関する全ての行政文書及び保有個人情報